

議第 7 号議案

唯一の戦争被爆国として国是である非核三原則の尊重と堅持を求め
る意見書の提出

唯一の戦争被爆国として国是である非核三原則の尊重と堅持を求め、関係行政
機関等へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 25 日 提出

市民消防委員会

委員長 伏 見 幸 枝

唯一の戦争被爆国として国是である非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

核兵器を廃絶し恒久平和を実現することは、広島、長崎への原子爆弾投下という未曾有の惨禍を経験した世界唯一の戦争被爆国である日本国民共通の悲願であり、横浜市民が心から希求するものである。

横浜市は1987年、国際平和に関わる様々な取組が評価され、広島市、長崎市とともに国連からピースメッセンジャーの称号が授与され、それ以来、あらゆる核実験への抗議を重ねるとともに、平和首長会議の一員としても広島、長崎をはじめとする内外の都市と連携しながら核兵器のない世界の実現を目指して取組を進めてきた。

横浜市の会においても、1984年10月、非核兵器平和都市宣言に関する決議を採択し、本市は真の恒久平和が実現されることを願い、国是である非核三原則が完全に実施され、また、全世界全ての核兵器が廃絶されることを強く希求し、非核兵器平和都市であることを宣言した。また、2017年3月には核兵器のない世界の実現を強く求める決議を行い、決議文を核兵器禁止条約交渉会議に届けるとともに、2018年6月には全会一致で横浜市国際平和の推進に関する条例を制定し、これらを踏まえて市長は2018年10月に核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に署名した。そして、2021年3月には核兵器禁止条約発効を契機とし核兵器のない世界の実現に向けて主導的役割を果たすことを求める意見書を、2025年3月には核兵器や戦争のない世界の構築に向けて主導的役割を果たすことを求める意見書を国に提出した。

今日、国際社会の緊張が高まり、安全保障環境は一層厳しさを増している。

しかし、こうした時代だからこそ、戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められている。

非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でもその核心となる理念は揺らぐべきではない。

よって、国におかれては、唯一の戦争被爆国としての歴史的責務と、国際的信頼の基盤である平和国家の理念を重んじ、非核三原則という国是を尊重し堅持されるよう強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月25日

衆議院議長	宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
外務大臣	
防衛大臣	

横浜市会議長

渡邊忠則

議第 8 号議案

教育予算の拡充等に関する意見書の提出

教育予算の拡充等に関し、関係行政機関等へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 25 日 提出

こども教育委員会

委員長 麓 理 恵

教育予算の拡充等に関する意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、こどもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

小学校の学級編制標準は、令和3年の法改正により、35人へ引き下げられた。また、中学校においては、令和8年の法改正により、令和10年度までに引き下げられることとなっている。今後は、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている地方自治体もあるが、地方自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度について平成18年度より国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられて以降、地方自治体による差が大きくなっている。国の施策として定数改善に向けた財源保障を行い、こどもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かなこどもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の措置を講ぜられるよう強く要望する。

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに教育予算の拡充を図ること。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

宛て

横浜市会議長
渡邊 忠 則

議第 9 号議案

部活動の地域展開等に係る十分な財政措置を求める意見書の提出

部活動の地域展開等に係る十分な財政措置を求め、関係行政機関等へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 25 日 提出

こども教育委員会

委員長 麓 理 恵

部活動の地域展開等に係る十分な財政措置を求める意見書

国は現在、少子化の進行や教職員の長時間勤務の是正等を背景として、公立中学校等における休日の部活動の地域展開、地域連携を推進している。

こどもたちが将来にわたりスポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を整備するとともに、教職員の過重な負担の軽減を図ることは重要な課題である。

一方、部活動の地域展開等を進めるに当たっては、地域指導者の確保及び育成、活動場所の確保、運営体制の整備、安全管理、保険加入等、多くの新たな課題が生じている。

今後、平日を含めた全面的な地域展開がなされる際には、特に地域クラブ活動への参加費、用具費、交通費等に係る保護者負担の増加が懸念されており、家庭の経済状況によってこどもの活動機会に格差が生じることが危惧されている。また、地域指導者不足や受け皿となる団体の不足、活動場所の偏在なども全国的な課題となっており、昨今の報道においても、制度移行に伴う自治体負担の増大や地域間格差への懸念が指摘されている。

本市においても地域ごとの人口規模、交通事情、施設状況、人材確保の状況等には差異があり、持続可能な地域展開等を進めるためには、自治体独自の努力だけでは限界がある。

よって、国におかれては、部活動の地域展開等を着実かつ持続可能なものとし、地方自治体及び保護者への過度な負担転嫁を防ぐため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

- 1 部活動の地域展開等に伴い地方自治体に生じる財政負担について、国の責任において継続的かつ十分な財政措置を講ずること。
- 2 地域クラブ活動を担う指導者及び運営スタッフの確保育成を進めるため、適切な謝金及び人件費を保障できる支援制度を拡充すること。
- 3 参加費、用具費、交通費、保険料等に係る保護者負担の軽減策を講じ、家庭の経済状況によってこどもの活動機会に格差が生じないよう必要な支援を行うこと。
- 4 活動場所の確保、安全管理、事故対応等に係る体制整備について、地方自治

体への支援及び明確なガイドライン整備を行うこと。

5 地域事情に応じた柔軟な制度運用を可能とするとともに、地域間格差が生じないように必要な支援策を講ずること。

6 制度の推進に当たっては、地方自治体、学校、保護者、関係団体及び現場関係者の意見を十分に踏まえ、拙速な移行とならないよう配慮すること。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月25日

衆議院議長	宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	

横浜市長

渡邊 忠 則

議第10号議案

山中竹春前市長のパワー・ハラスメントによる被害者の救済に向けた
実態及び救済措置の調査に関する決議

山中竹春前市長のパワー・ハラスメントによる被害者の救済に向けた実態及び
救済措置の調査に関し、決議するため、次のとおり提出する。

令和8年9月25日提出

横浜市会議員

関	嵩	史	山	田	桂一郎	太	田	正	孝
井	上	さくら	梶	村	充	興	石	かつ子	
荻	原	隆	宏	田	中	ゆ	き	長谷川	えつこ
大	野	トモイ							

山中竹春前市長のパワー・ハラスメントによる被害者の救済に向け
た実態及び救済措置の調査に関する決議

地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次のとおり山中竹春前市長のパワー・ハラスメントによる不当な人事と組織への悪影響及びその被害者の救済に向けた事務に関する調査を行うものとする。

1 調査事項

横浜市会は、地方自治法第 100 条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 山中竹春前市長のパワー・ハラスメントによる不当な人事と組織への悪影響の実態
- (2) 被害者救済に向けた措置の在り方

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条第 4 項及び横浜市会委員会条例第 5 条の規定により、次に掲げる構成からなる山中竹春前市長のパワー・ハラスメントによる被害者の救済調査特別委員会（以下「被害者救済特別委員会」という。）を設置し、これに付託して行う。

- (1) 委員定数 15 人
- (2) 委員長 1 人
副委員長 2 人

3 調査権限

横浜市会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を被害者救済特別委員会に委任する。

4 調査期限

被害者救済特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、議会費から支弁する。

以上、決議する。

令和 8 年 9 月 25 日

横浜市会

議第11号議案

市民生活を支える一人ひとりの職員が安心して働くことができる
職場づくりの徹底を求める決議

市民生活を支える一人ひとりの職員が安心して働くことができる職場づくりの
徹底を求めることについて決議するため、次のとおり提出する。

令和8年9月25日提出

横浜市会議員

青 木 亮 祐	東 みちよ	伊 波 俊之助
磯 部 圭 太	おさかべ さやか	大 桑 正 貴
鴨志田 啓 介	川 口 広	黒 川 勝
小 松 範 昭	佐 藤 茂	佐 藤 祐 文
酒 井 誠	清 水 富 雄	渋谷 健
白 井 亮 次	鈴 木 太 郎	瀬之間 康 浩
関 勝 則	田野井 一 雄	長谷川 琢 磨
福 地 茂	伏 見 幸 枝	藤 代 哲 夫
増 永 純 女	松 本 研	山 下 正 人
山 田 一 誠	横 山 正 人	横 山 勇太朗
渡 邊 忠 則	安 西 英 俊	市 来 栄美子
尾 崎 太	木 内 秀 一	行 田 朝 仁
久 保 和 弘	斉 藤 伸 一	高 橋 正 治
竹 内 康 洋	武 田 勝 久	竹野内 猛
中 島 光 徳	仁 田 昌 寿	福 島 直 子
望 月 康 弘	越久田 記 子	大 岩 真善和
かざま あさみ	高 田 修 平	中 山 大 輔
花 上 喜代志	藤 崎 浩太郎	麓 理 恵
森 ひろたか	いそべ 尚 哉	伊 藤 くみこ

大 山 しょうじ
坂 井 太
熊 本 ちひろ
深 作 祐 衣
宇佐美 さやか
古 谷 靖 彦
山 田 桂一郎
梶 村 充
荻 原 隆 宏
大 野 トモイ

柏 原 すぐる
田 中 紳 一
こがゆ 康 弘
二 井 くみよ
大和田 あきお
み わ 智恵美
谷田部 孝 一
斉 藤 達 也
田 中 ゆ き

くしだ 久 子
山 浦 英 太
坂 本 勝 司
横 溝 じゅん子
白 井 正 子
関 嵩 史
井 上 さくら
興 石 かつ子
長谷川 えつこ

市民生活を支える一人ひとりの職員が安心して働くことができる
職場づくりの徹底を求める決議

山中竹春前市長の不適切な言動による問題については、令和８年１月２８日の本会議において、議員全員による「山中竹春市長による暴言や誹謗中傷に関する事案の真相究明を求める決議」を可決し、公正・中立で専門性を有する第三者による調査の実施等を強く要望した。この決議を契機として、令和８年３月から、複数の弁護士による「横浜市長の言動にかかる第三者による調査」が開始されることとなった。

令和８年７月３０日に公表された調査報告書では、山中竹春前市長による言動について、「職員の尊厳を深く傷つけ、職場環境を悪化させる、決して看過できない重大なパワハラ行為があった」と認定するとともに、ハラスメントの連鎖や職員の士気低下、人材流出の懸念等、山中竹春前市長の言動が本市組織全体に深刻な影響を生じさせていたことが指摘された。

また、幹部職員による抑止や牽制が適切に機能しなかった結果、事態の更なる悪化を招いたことや、市長等の特別職によるハラスメントを防止するための制度が不十分であること等も指摘されており、一連の問題を通じて組織体制の不備や組織運営上の課題も浮き彫りとなった。

当局においては、このような現状を真摯に受け止め、組織体制や制度の整備等に取り組んでいくことが求められるが、行政サービス等を通じて日々の市民生活を支えているのは一人ひとりの職員であり、職員が安心して働くことができる職場の再構築は急務である。健全な市政運営を取り戻していく上で、ハラスメントを防止し、市民のために職員が力を発揮することができる組織づくりは不可欠であることから、横浜市会は、次に掲げる事項について強く要望する。なお、各事項の取組の進捗状況を市会及び市民に公表することについても、あわせて要望する。

- 1 人事制度の運用状況や組織体制の不備、組織運営上の課題について、実態の把握や課題の分析をしっかりと行い、その内容を踏まえた上で、一人ひとりの職員が尊重され、健全な組織運営が行われる職場づくりのための取組を進めること。

- 2 山中竹春前市長が人事制度の運用等に与えた悪影響やパワー・ハラスメントにより被害を受けた職員等に対し、必要な救済措置を実施すること。なお、救済措置の実施に当たっては、被害を受けた職員等が更なる不利益や二次被害を受けることが決してないよう、外部相談窓口を設置するなど、秘密保持や匿名性の確保に十分留意すること。
 - 3 市長等の特別職によるハラスメントを防止するための仕組みを整備するとともに、万一、ハラスメントが疑われる事案等が発生した場合に、被害を受けた職員に対するフォローも含めて、的確に対応することができる体制を構築すること。
 - 4 市長等による権力の濫用を防ぎ、組織全体で健全な議論や的確な意思決定が行われるよう、ガバナンス体制を再構築するとともに、心理的安全性の高い職場づくりを推進すること。
- 以上、全会一致をもって、決議する。

令和 8 年 9 月 25 日

横浜市会

議員提出議案の取扱い（案）

- ・ 議第10号議案 山中竹春前市長のパワー・ハラスメントによる被害者の救済に向けた実態及び救済措置の調査に関する決議
- ・ 議第11号議案 市民生活を支える一人ひとりの職員が安心して働くことができる職場づくりの徹底を求める決議

項 目		内 容
1	議 案 発 送	9月25日（金）の本会議席上配付
2	上 程 日	9月25日（金）の本会議
3	提案理由説明	簡潔に実施
4	委員会付託	横浜市会会議規則第36条第4項及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

参 考

●横浜市会会議規則（抜粋）

- 第36条 会議事件は、朗読、説明、質疑の後、所管の常任委員会又は市会運営委員会に付託する。ただし、朗読及び説明は、省略することができる。
- 2 常任委員会若しくは市会運営委員会の所管に属しない事件又は常任委員会若しくは市会運営委員会に付託することを適当としない事件は、特別委員会に付託する。
- 3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。
- 4 第1項及び第2項の委員会付託は、市会の議決により省略することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

本 会 議

5 議員提出議案について

- (1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。